

Let's Recycle!

むさしむらやま

Vol.12



平成19年12月発行

発行／武蔵村山市生活環境部環境課ごみ対策G
ホームページ／<http://www.city.musashimurayama.tokyo.jp/>

TEL 042-565-1111 (内293)
FAX 042-563-0803

平成18年度武蔵村山市のごみ総排出量は

23,227t

資源化率は**36.8%**(26市中第9位)

一人一日当たりの排出量は**924.8g**

ごみ処理経費年間一人当たり

14,113円

平成18年度の武蔵村山市のごみの総排出量は、23,227tで、全体量の65.5%を可燃ごみが占めています。(表1参照)

資源化率は、総排出量23,227tに対して、資源化量8,536tで、36.8%となります。この資源化量のなかには、収集した資源ごみのほかに、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの中から資源物を取り除いた量も含まれています。(表2参照)

資源化量の内訳は、紙類が全体の43.0%で続いて、平成18年7月より開始したエコセメント事業の焼却灰で20.0%となります。(表3参照)

1人1日当たりの排出量は、924.8gとなります。内訳は、可燃物が620.3g、不燃物が54.5g、資源物が250.0gとなります。(表4参照)

ごみを処理するのに必要な経費は、平成18年度は971,085千円でした。1人当たりの経費にすると、年間14,113円になります。(表5参照)

これらの数字を少しでも少なくするために(資源化率を除く)、**ごみの減量にご協力ください。**

表1 平成18年度ごみ総排出量内訳

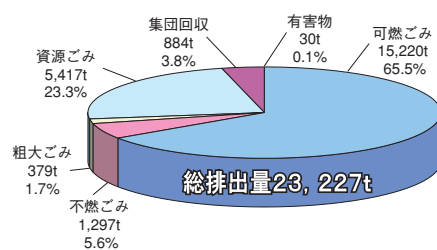


表2 総排出量に対する資源化率

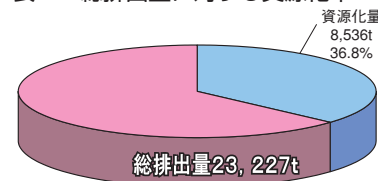


表3 平成18年度資源化量の内訳

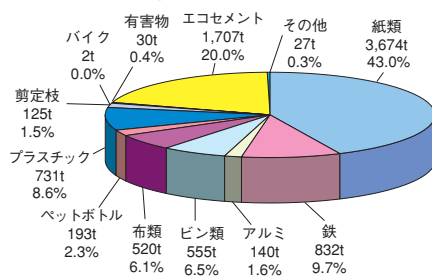


表4 平成18年度一人一日当たりの排出量の内訳

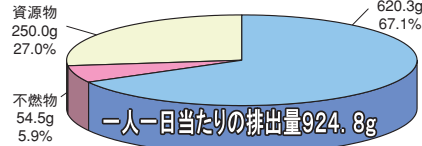


表5

平成19年3月31日現在		決算額		ごみ総排出量 (t)	1人当たり経費 (円)	1世帯当たり経費 (円)	1トン当たり経費 (円)
人口 (人)	世帯数 (世帯)	(千円)					
68,808	27,420	清掃総務費	20,116	23,227	14,113	35,415	41,808
		塵芥処理費	950,969				
		合計	971,085				



ごみ減量のための制度

～武蔵村山市では、ごみ減量のために市民の皆さんに利用していただける制度があります～

生ごみの減量のための生ごみ処理機器購入補助制度と、ごみの発生の抑制及び資源の再利用の推進を図ることを目的とした資源回収奨励金制度です。

この制度を有効に利用して、ごみ減量に御協力ください。

生ごみ処理機器購入補助制度

生ごみ処理機器購入補助制度について

◎補助対象機器

- ①微生物（バイオ）により生ごみを分解する機器
- ②生ごみを熱乾燥させて減量する機器
※電動式以外の機器も対象となります。



◎補助金額

- ①生ごみ処理機器の1日当たりの処理能力が10kg以上（業務用）
補助金額・・・購入金額の2分の1・上限30万円
- ②生ごみ処理機器の1日当たりの処理能力が10kg未満（一般家庭用）
補助金額・・・購入金額の2分の1・上限4万円
※購入金額には消費税を含みません。
補助金額は100円未満の端数があるときは切捨てとなります。



◎申請に必要なもの

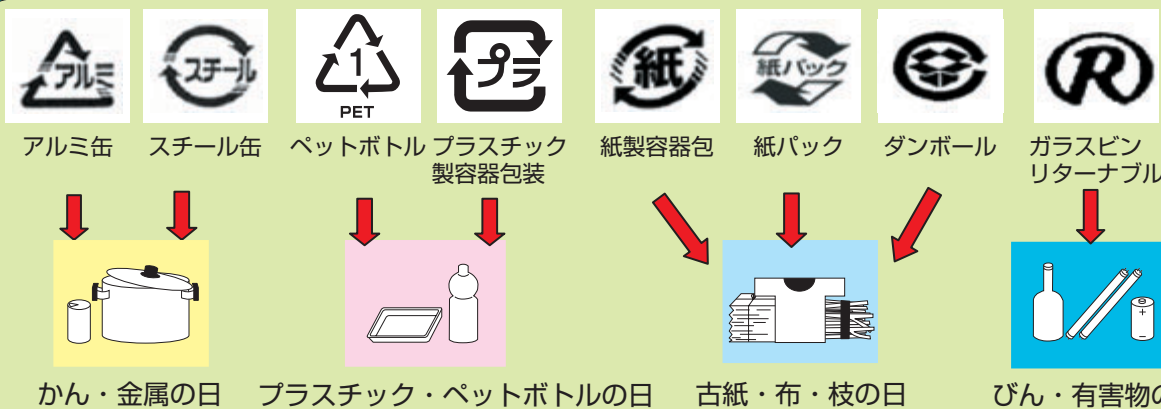
- ①購入時の領収書（レシート不可）
- ②購入機種がわかるパンフレット・取扱説明書等
- ③印鑑（スタンプ印不可）
- ④口座番号（郵便局以外の補助金の振込先）
※申請は、機器を購入した日から60日以内をお願いします。

◎その他

- ・1世帯につき同一年度に受けられる補助台数は、電動式では1台まで、電動式以外のは、同一年度に受けられる補助金の限度額を40,000円、その補助台数は2台までです。
- ・ディスポーザー機能付き生ごみ処理機器は補助対象にならない場合もあります。事前にお問い合わせください。また購入金額に工事費や設置費の他に、多額の負担が含まれる販売方法による生ごみ処理機器は補助対象となりません。

ココでちょっと
分別に役立つ情報!!

主な識別表示マーク ～適正に処理する際に参考となります～



資源回収奨励金制度

資源回収奨励金制度について

◎奨励金の対象団体

武蔵村山市内の自治会、婦人会、子供会等地域住民で組織し、営利を目的としない団体であって、おおむね20人以上又は20世帯以上で構成されている団体が対象となります。

◎団体登録

毎年（4月1日から翌年3月31日までの分）**4月1日以降に登録**が必要です。

◎奨励金の申請・請求

資源を回収し、回収業者に引き渡しした日から**60日以内**に申請してください。

◎奨励金交付額

8円（kg・ℓ当たり）



◎対象品目

紙類、鉄類、アルミ類、びん類（繰り返し利用できるびん）、ぬの類、ペットボトル類、廃食用油

※ペットボトル類については、武蔵村山資源リサイクルセンターで引き取りを行います。

伊奈平2-29-1 TEL560-4424

ただし、土、日、祭日の引き取りについては、富商で引き取りを代行します。

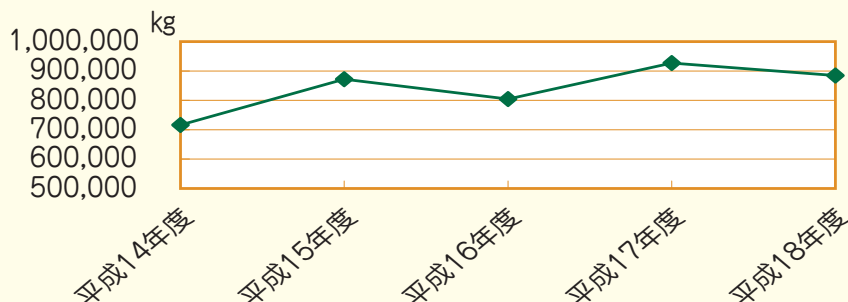
伊奈平2-8 TEL560-5899

奨励金の交付対象は、一般世帯からは排出された資源を**自ら登録団体において回収した量**に対して交付するものであり、**市内のごみ集積所、事務所、工場等事業所から排出された資源は、回収されても対象外**です。

◆資源回収奨励金制度の 年度別回収量 (過去5年間)

	資源物回収量 (kg)
平成14年度	716,388
平成15年度	872,169
平成16年度	804,737
平成17年度	926,905
平成18年度	884,548

過去5年間の回収量の推移



全国の自治体で初!!



エコセメントのシンボルマーク
「エコタロー」

エコセメント事業が 平成18年7月から本格稼働しました

東京たま広域資源循環組合二ツ塚処分場内の「東京たまエコセメント化施設」が平成18年7月から本格稼働を開始し順調に運転を行っています。

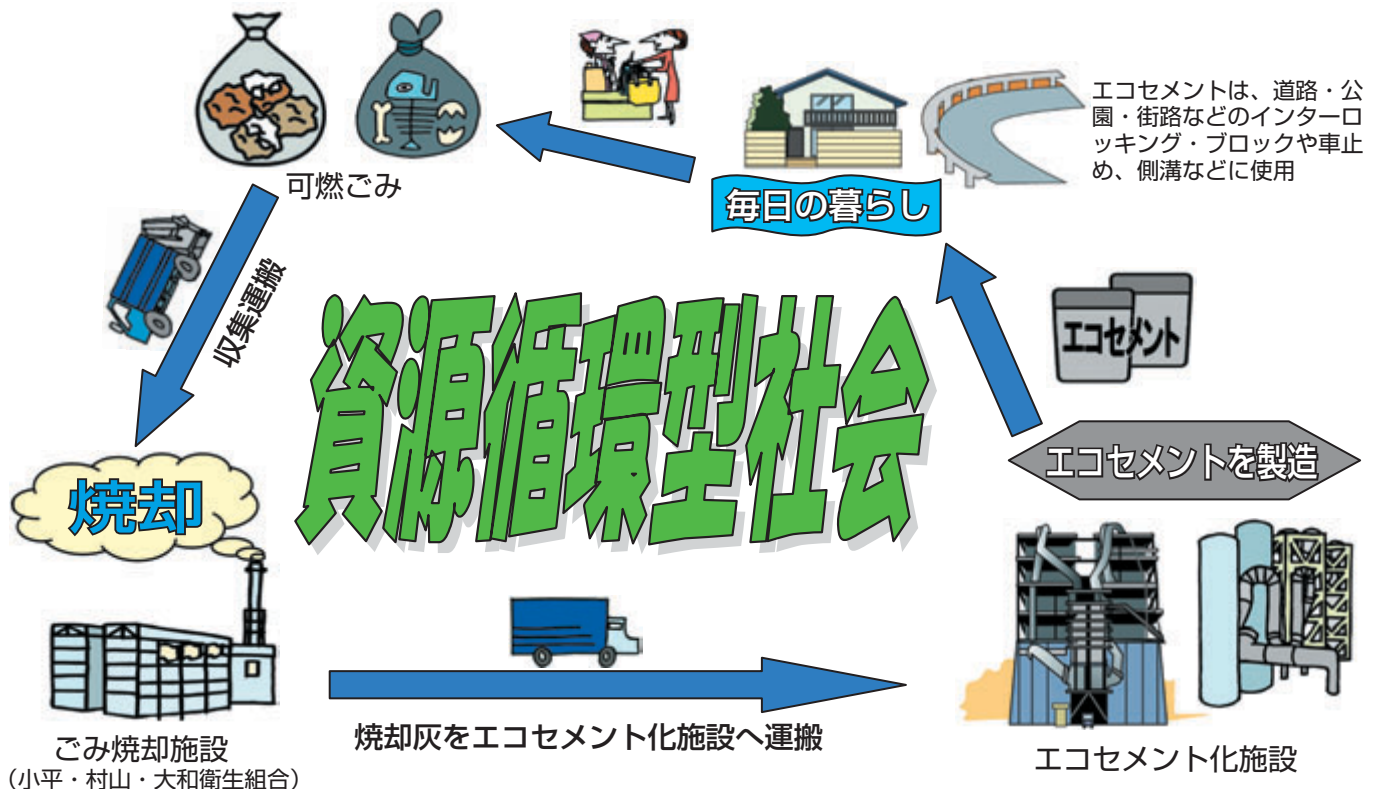
このエコセメント事業は、今まで埋立てていた焼却灰を主な原料とした新しいタイプの「セメント」を作る事業です。

この事業を進めることで、今まで埋立て処分されていた焼却灰をセメントにリサイクルして、**最終処分場の延命**と、資源の再生利用を図る**資源循環型社会**をめざしています。

しかしながら、今も不燃ごみは破碎して埋立てをしておりますので、いずれは処分場が満杯になってしまいます。限られた処分場を1日でも長く使用できるようごみの減量、リサイクルに御理解、御協力をお願いします。



平成18年7月より本格稼働したエコセメント化施設



現在使用している「ごみ収集カレンダー」は平成20年3月まで使用できます。
新しい「ごみ収集カレンダー」は平成20年3月に各世帯に配布予定です。